

新潟県病院局管理規程第1号

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月29日

新潟県病院事業管理者 江口 孝雄

新潟県病院局組織規程の一部を改正する規程

新潟県病院局組織規程（昭和36年新潟県病院局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに削除項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p><u>内科 総合診療科 呼吸器科 循環器内科 消化器内科 気管食道科 神経科(又は神経内科) 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 心臓血管外科 消化器外科 小児外科 整形外科 脳神経外科 形成外科 精神科 リウマチ科 小児科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 レクリエーション療法科 作業療法科 放射線科 麻酔科 病理診断科 臨床検査科 救急科 歯科 歯科口腔外科</u></p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p><u>内科 神経内科 緩和ケア科 外科 呼吸器外科 消化器外科 乳腺外科 整形外科 脳神経外科 頭頸部外科 精神科 小児科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 麻酔科 病理診断科 歯科 口腔外科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</u></p> <p>研究部 (略)</p> <p>情報調査部</p> <p>地域連携・相談支援センター</p> <p>がん予防総合センター</p> <p>(参事等)</p> <p><b>第17条の2</b> 局、課、室及び係に参事、業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任を置くことがで</p>	<p>(病院の組織)</p> <p><b>第8条</b> 病院に次の部、課、科及び係を置く。ただし、課、科及び係については、病院の規格その他の状況によりその一部を置かないことができる。</p> <p>管理部 (略)</p> <p>診療部</p> <p><u>内科 消化器内科 総合診療科 精神科 神経科(又は神経内科) 小児科 外科 消化器外科 小児外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 皮膚泌尿器科(又は皮膚科及び泌尿器科) 産婦人科(又は婦人科) 眼科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 リウマチ科 歯科 歯科口腔外科 呼吸器科 循環器内科 気管食道科 麻酔科 レクリエーション療法科 作業療法科 臨床検査科 病理診断科</u></p> <p>薬剤部</p> <p>看護部</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規程にかかわらず、県立がんセンター新潟病院については、診療部に代えて次の部、センター及び科を置く。ただし、その一部を置かないことができる。</p> <p>臨床部</p> <p><u>内科 精神科 神経内科 小児科 外科 整形外科 脳神経外科 呼吸器外科 皮膚科 泌尿器科 婦人科 眼科 頭頸部外科 リハビリテーション科 放射線診断科 放射線治療科 緩和ケア科 歯科口腔外科 麻酔科 病理診断科 中央放射線部 中央内視鏡部 中央手術部 化学療法部</u></p> <p>研究部 (略)</p> <p>情報調査部</p> <p>地域連携・相談支援センター</p> <p>がん予防総合センター</p> <p>(参事等)</p> <p><b>第17条の2</b> 局、課、室及び係に業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任を置くことができる。</p>

きる。

2 参事、業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

2 業務指導監、経営企画員、副参事、主査及び主任は、上司の命を受けて担当事務を処理する。

**附 則**

この規程は、平成25年4月1日から施行する。